

令和8年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年4月

魚沼市農業委員会

令和8年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 15名 定員 19名
 欠席 4名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
	○	2	貝瀬 正美	
	○	3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
	○	14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	
	○	16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	議事参与の制限
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		星 野 崇	
○		星 野 巧	
○		櫻 井 紀 彦	
○		菅 井 智 弥	

令和 8 年度

第 1 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 8 年 4 月 2 8 日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 17 番 瀧澤 悟 委員 18 番 桑原 正文 委員
3	報告第 1 号 報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
4	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について 令和 8 年度農業委員会業務計画及び令和 8 年度最適 化活動の目標の設定等について
5		その他 閉会宣言 14 時 45 分

令和8年度 第1回魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年度第1回魚沼市農業委員会総会は、令和8年4月28日魚沼市役所本庁3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

お疲れ様でございます。定刻になりましたので、総会に先立ちまして出席者数の報告でございます。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方については、議席番号2番の貝瀬正美委員、議席番号3番高橋祐次委員、議席番号14番の穴沢勝也委員、議席番号16番の佐藤陽二委員の4名でございます。出席者数15名ということで、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和8年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

まず、初めに上村会長からご挨拶お願いいたします。

（時刻は13時30分）

上村会長

（挨拶）

会務報告

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。第1部会の皆さんには総会終了後、話し合いを持ちたいと思いますので残ってください。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は報告・連絡事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、報告事項ございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会、特に報告事項ございませんが、第4部会につきましても総会終了後ご協議願いたいことがございますので、第4部会の方は申し訳ありませんが総会終了後、うしろのほうへお集まりください。以上です。

広報部会会長（阿達正委員）

広報部会も特段ありません。以上です。

議長（上村会長）

それでは、報告事項、それぞれ報告をいただきました。内容等につきまして質問・ご意見等ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号17番瀧澤悟委員及び議席番号18番桑原正文委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は41件、147筆、180,208.00㎡の届け出がありました。番号が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由は、契約内容の変更、労力不足、賃借人への売却、農地転用、賃借人が耕作、第三者に賃借権設定、第三者に売却のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配布ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の19ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、今月は17件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続き等の遅れによる司法書士等から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の21ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、賃貸借権設定19件、使用貸借権設定4件です。

なお、整理番号17番につきましては、議事参与の制限がありますので、最初に説明いたします。

議長（上村会長）

それでは桑原委員、退席をお願いいたします。

（桑原正文委員退席）

事務局（星野係長）

整理番号 17 申請地 **** 田ほか3筆 合計 2,965 m²
権利種別 貸貸借権設定 賃借料 ****円（****円/10a）
契約期間 令和8年5月1日から令和13年3月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢のため耕作をすることができないため、経営規模拡大を希望していた借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は農業経験もありますので、効率よく耕作していくものと考えます。

議長（上村会長）

それでは、議事参与の関係で整理番号17番を先に進めさせていただきます。事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号17番ですが、4月21日、貸付人宅に訪問いたしまして確認をさせていただいております。また、借受人につきましては、4月22日に確認をさせていただいております。また、翌日の4月23日には現地確認をさせていただいております。筆数4筆の申請になってございますが、現地を確認いたしましたところ、土地改良事業によりまして一筆の農地となっております。借受人に確認しましたところ、前耕作者と同様これからも耕作を続けていくということでございます。

議長（上村会長）

整理番号17番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号17番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

それでは、再度整理番号1番から事務局お願いいたします。

（桑原正文委員着席）

事務局（星野係長）

整理番号 1 申請地 **** 田ほか2筆 合計 1,774.8 m²
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢になり、作業できないため規模縮小を考えていたところ、経営規模拡大を希望していた譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今

後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田 4,910 m²
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が耕作できないため、申請地を今まで譲受人が耕作していましたが、経営規模拡大を希望する譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 田ほか2筆 合計 4,141 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年5月1日から令和13年4月30日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。貸付人は市外に住んでおり申請地を耕作できないため、借受人により耕作されてきました。賃貸借権の契約が満了のため、借受人の耕作地と効率よく耕作できるため、5年間の賃貸借契約の再設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 田 523 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年5月1日から令和18年4月30日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が市外に居住しており耕作できないため、申請地は借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約の満了により10年間の賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大を図るためです。借受人は大型機械も所有し、農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 **** 田 803 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年5月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢になり耕作できなくなったため、隣接する農地で耕作している経営規模の拡大を希望していた借受人と話がまとまったものであります。借受人は大型機械を所有し、農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 **** 田 844 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)

契約期間 令和8年5月1日から令和18年4月30日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。借受人の経営移譲に伴い賃貸借契約を再度結び、経営規模の拡大を図るものです。農業へも経営にも意欲があり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7 申請地 **** 田ほか5筆 合計2,303㎡
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年5月1日から令和18年4月30日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が耕作できなくなったため、近隣で耕作している借受人に話があり、経営規模を拡大したい借受人と話がまとまったものです。借受人は大型機械も所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8番、9番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号8 申請地 **** 田 2,717㎡
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年5月1日から令和18年11月30日 11年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号9 申請地 **** 田ほか7筆 合計9,262㎡
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年5月1日から令和18年11月30日 11年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。整理番号9番の貸付人が耕作できなくなり、自身の農地と整理番号8番の貸付人から借りていた農地を経営規模を拡大する借受人と話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号10 申請地 **** 田ほか5筆 合計3,871㎡
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年4月28日から令和13年4月27日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。貸付人が高齢になり耕作できなくなったため、同じ集落内で農地を増やしたい借受人の話聞き、申請地の近隣に借受人の耕作地もあり耕作の効率化を図ることができるため、話がまとまったものであります。借受人は大型機械を所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 11 番、12 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 11 申請地 **** 田ほか 2 筆 合計 7,535 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 **** 円 (**** 円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日 11 年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号 12 申請地 **** 田 1,905 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 **** 円 (**** 円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日 6 年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。

整理番号 11 番の貸付人が耕作できなくなり、農地を経営規模の拡大を希望する借受人と話がまとまり、合意に至ったものであります。

整理番号 12 番の申請地は今まで作業受託をしていて、貸付人とは親戚関係にあり、経営規模の拡大を希望する借受人と話がまとまったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 13 番から 15 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 13 申請地 **** 田 2,842 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 **** 円 (**** 円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号 14 申請地 **** 田ほか 2 筆 合計 2,675 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 **** 円 (**** 円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号 15 申請地 **** 田ほか 1 筆 合計 895 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 **** 円 (**** 円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大、耕作便利のためです。

整理番号 13 番につきましては、貸付人が耕作できなくなったため、貸付人の要望により経営規模の拡大を希望する借受人と契約するものです。

整理番号 14 番につきましては、前耕作者の経営規模縮小のため、貸付人の要望により契約をするものです。

整理番号 15 番につきましては、貸付人が農業をやめるため、借受人の耕作地と近く、耕作便利なためです。

借受人は農事組合法人であり、大型機械を所有し、農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 16 申請地 ***** 田ほか 3 筆 合計 2,026 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料***** (****円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が耕作できなくなり、地域の経営規模の拡大を希望する者で協力し耕作するものです。農業経験もありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 18 番から 21 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 18 申請地 ***** 田ほか 8 筆 合計 2,759 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (****円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 *****
貸付人 *****

整理番号 19 申請地 ***** 田ほか 4 筆 合計 4,195 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (****円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 *****
貸付人 *****

整理番号 20 申請地 ***** 田ほか 2 筆 合計 2,708 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (****円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 *****
貸付人 *****

整理番号 21 申請地 ***** 田ほか 21 筆 合計 12,029 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (****円/10a)
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日 5 年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地を貸付人が耕作できないため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約の満了により賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大を図るためです。借受人は大型機械も所有し、農業経験もありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 22 番から 25 番は、農業者年金受給及び経営移譲に伴う使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号 1 番から 25 番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第 1 号議案については以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第 1 号につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小岩孝徳委員

整理番号 1 番について説明したいと思います。4 月 22 日午前 9 時に譲受人立ち合いのもと、現地確認を行いました。当該圃場は今まで他の方が耕作されていましたが、高齢のため耕作できなくなっていたので、できる方を探していたところ、譲受人がお願いされたとのことでした。譲受人は機械の所有もあり、今後も耕作を続けていくということなので、問題はないと思われまます。

整理番号 10 番について説明したいと思います。4 月 22 日午前 10 時に借受人立ち合いのもと、現地確認を行いました。当該圃場は今まで貸付人が耕作されていましたが、高齢のため耕作できなくなったので、近くに圃場がある借受人にお願いされたとのことでした。借受人は機械の所有もあり、今後も耕作を続けていくということなので、問題はないと思われまます。

続いて整理番号 18 番と 21 番、借受人が同じ方ですので一緒に説明させていただきます。4 月 23 日午前 9 時に借受人立ち合いのもと、現地確認を行いました。当該圃場は今まで借受人が耕作されていましたが、契約の更新で 3 条に変更したとのことでした。借受人は機械の所有もあり、今後も耕作を続けていくということなので、問題はないかと思われまます。

小幡中治委員

整理番号 2 番ですが、4 月 25 日に譲受人と現地に行きまして、確認をさせていただきました。それから 4 月 27 日に譲渡人と電話連絡をいたしまして、確認をいたしました。譲渡人は田んぼの売却をしたいということで考えていたところなのですが、以前よりずっと耕作していただいている譲受人に売却することになったということでした。申請地はいつでも耕作できるような状態にありました。それから、譲受人ですけれども、2 町歩ほど耕作しており、大型機械も持っていて、今後も支障なく耕作していくことと思われまます。

それから、整理番号 8 番と 9 番の関係ですけれども、整理番号 8 番であります。整理番号 9 番の貸付人であります以前の借受人が、健康上の理由から耕作することができなくなりましたので、今回の借受人に貸し出しをすることになったということで話がありました。本人と対応できませんでしたので、息子さんと対応しまして、確認をさせていただきました。借受人は認定農業者でありまして、大型機械も所有していますので、今後も支障なく耕作していくことと思われまます。

それから、整理番号 9 番の関係なんですけれども、先ほど言いましたように、貸付人のほうが健康上の理由から耕作できなくなったということで、今回借受人のほうに貸し出しをすることになったものです。今までずっと自分で耕作していたのですけれども、できなくなって今回借受人のほうでやってもらうということで、

借受人につきましては整理番号8番と同じように認定農業者でありますので、特に問題なく耕作していくと思われまます。以上です。

議 長（上村会長）

整理番号3番ですが、事務局の報告のとおりといたします。

櫻井信夫委員

整理番号4番ですが、4月21日に借受人と連絡を取りまして事情を聞いたところ、今年契約が切れまして、契約更改により継続して耕作するというので、先ほど事務局の説明のとおり問題ありません。現地も確認しましたが、田ぶちの準備もできているようですし、問題ありません。

整理番号11番ですが、借受人に確認したところ、今年新たに11年契約を結んだということで、経営規模の拡大ということで田ぶちの準備もできていますし、問題ないと思います。先ほど事務局の説明のとおり、問題ありません。以上です。

星仁右エ門委員

整理番号5番ですが、4月21日8時に星推進委員と貸付人とで現地確認を行いました。貸付人は高齢になり農作業ができなくなったということで、借受人に話をしましたら受けてくれるという話になったということです。現地は田んぼでした。耕作できるような状態になっています。その後、帰り借受人宅に寄って話をしました。今後も耕作を続けるというようなことで、詳細については事務局の説明どおりです。

議 長（上村会長）

整理番号6番は、事務局の報告のとおりといたします。

阿達正委員

整理番号7番ですが、先日借受人と電話連絡しております。貸付人が高齢のため、家の近くの借受人がちょうど規模拡大を図っているということで、任してほしいということで受けたという話になっております。大型機械も所有して、地域の担い手として地域で頑張っております。以上です。

議 長（上村会長）

続いて、整理番号12番・13番は、事務局の報告のとおりです。

上村喜久雄委員

整理番号14番ですが、4月20日に借受人と面談をさせていただきました。本日の解約のほうでありました、貸付人の農地については他の法人がやっていたのですが、なかなか手いっぱいになったというようなことで、契約の更新に併せてお互いが話をしまして、借受人からやっただくという話になったということでございます。また、4月25日に電話で借受人に確認をさせていただきました。何ら特に問題はありません。

議 長（上村会長）

続いて、整理番号15番・16番も事務局の説明のとおりです。

大塚寛委員

4月25日に大塚推進委員と二人で借受人に立ち合っただきまして、現地を確認してきました。整理番号19番・20番とも昨年まで借受人が耕作していたそうです。整理番号20番の一部で猪の進入などにより刈り取りが行われていない箇所がありましたけれども、整理番号19番・20番とも耕作できる状態であり、借受人が大型機械なども全部整っていますので、特に問題はないと思われます。その他の詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

以上、地区担当委員の調査・補足説明は終わります。それでは、議案第1号につきまして、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定に係わる整理番号3番・4番・5番・6番・7番・8番・9番・10番・11番・12番・13番・14番・15番・16番・18番・19番・20番・21番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係わる整理番号22番・23番・24番・25番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から25番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の33ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	136㎡
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	資材置場及び駐車場敷地		
	申請概要	事業用資材置場及び農機具等の駐車スペース		

農地区分 第3種農地

判断理由 住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしているため

権利種別 所有権移転 売買

譲受人は現在、申請地西側の隣接地に事業所を構え、農産物の生産、加工、販売等の事業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、申請地を転用し、自社の農産物加工等施設の資材置場及び農機具等の駐車場として、現事業所及び南側隣接地の宅地と一体的に活用したいことから転用の申請があったものです。

整理番号2 申請地 **** 畑 146 m²

借受人 ****

貸付人 ****

転用目的 事務所建築敷地

申請概要 1階を車庫、2階を事務所とした建物の建築敷地

農地区分 第3種農地

判断理由 住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしているため

権利種別 賃借権設定

借受人は現在、申請地南側の道路対面地に事業所を構え、土木工事業を営んでおりますが、現在の事業所の老朽化に伴う建て替え及び事業の拡大に伴い、新しい事業所として1階を車庫、2階を事務所とする建物を申請地に建設したいことから申請があったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、事務局の報告のとおりです。

大塚寛委員

整理番号2番ですが、1ヵ月ほど前に借受人より電話をいただきまして、話は大体聞かせていただきました。申請地は自宅の隣になるんですが、そこで小さい畑を作ってあったんですが、今回事務所と駐車場を新しくしたいということで、すぐ自宅の横でございますので、便利がいいということで、事務所と車庫として使いたいということでございました。貸付人は現在、借受人である法人の会長さんになります。ですので、自分の所有している土地を、自分の建物を建てたいということで、何の問題もないと思います。

議 長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番につきまして、異議なしと認め許可いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の35ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和8年4月10日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くこととなっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定より意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権設定	件数	53件
	筆数	213筆
	面積	194,939.86 m ²

所有権移転	件数	1件
	筆数	1筆
	面積	1,141.00 m ²

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和8年6月30日からとなります。
ご審議よろしく申し上げます。

議 長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め決定いたします。

令和8年度農業委員会業務計画及び 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号令和8年度農業委員会業務計画及び令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の51ページをご覧ください。

議案第4号令和8年度農業委員会業務計画及び令和8年度最適化活動の目標の設定等について決定してよろしいか意見決定を求めるものであります。3月25日に開催されました幹事会で審議し、新潟県農業会議からの確認を得て、本日意見決定をいただきます。

52ページをご覧ください。本計画は、大きな項目として1から4までの項目立てをしており、1.基本方針、2.事業方針、3.事業計画、4.会議の開催をそれぞれ記載し、令和7年度と同様の構成となっております。また、計画の内容としても令和7年度と同様となっておりますが、1部変更箇所がありますので変更箇所を説明いたします。

それでは52ページ、1.基本方針の3行目になります。昨年度の米価、異常気象についてを記載し、「米の需給緩和による米価への影響、高温・少雨をはじめとした状態化する異常気象への対応」に修正しております。

次に、段落が変わった最初の行になります。「令和7年3月に魚沼市地域計画が策定されました」とあった記載を削除しまして、「魚沼市地域計画の実現を図るとともにブラッシュアップを進め」に修正しております。

次に14行目、基本方針の下から2行目になります。「地域計画の実現」の後ろに「ブラッシュアップ」という項目を追加しました。以上が1.基本方針の修正箇所になります。

2.事業方針については修正はありません。

次に、3.事業計画の修正箇所になります。53ページをご覧ください。(2)②に「地域計画の実現」とありますが、その後ろに「ブラッシュアップ」を追加しました。同じくその下の「ア」に「地域計画の実現」とありますが、その後ろにも「ブラッシュアップ」を追加しました。

54ページに移りまして、(5)「ウ」の変更になります。年1回発行の「農業委員会だより」を今年度は委員の改選がありますので、年2回に変更しております。

4.会議の開催については修正はありません。

55ページに移りまして、令和8年度最適化活動の目標の設定等であります。

I農業委員会の状況の2農家・農地等の概要は2020年の農業センサスの数値、認定農業者数等につきましては、農政課で把握している数値を記載しております。2の右側のほうにあります基本構想水準到達者につきましては、人数が32人になっているんですけども、これは地域計画策定に合わせて見直しをしましたので、昨年度と比較し減少しております。また、1番下の表の耕地面積（田）につきましては「耕地及び作付面積統計」により修正をしております。

それでは 56 ページに移りまして、Ⅱ最適化活動の目標の 1 (1) 農地の集積の①現状及び課題のところになります。大体真ん中辺の表のこれまでの集積面積 (B) というところに 2,260ha とあります。これは令和 7 年度の集積面積の実績であります。これも「地域計画」に合わせて見直したため、昨年よりもかなり減少となっております。集積率につきましても 60.3% という実績となっております。ちなみに昨年度の集積面積は 2,655ha、集積率 70.8% となっております。

そして、②目標をご覧ください。こちら目標の集積率 80% としておりますが、こちらは最適化の指針を策定しましたが、こちらの 15 年度までの目標値 80% となっております。それに合わせてこちらでも 80% としております。今年度の新規集積面積は 93ha を目標としておりますが、3,750ha が先ほど言いました農地面積ということですが、その 80% となりますと 3,000ha となります。これが集積の目標値となりまして、ここから令和 7 年度末の実績、先ほど言いました 2,260ha を差し引きしますと 740ha となります。それを目標年度の 15 年度までの 8 年間で 740ha を 8 で割りまして、1 年当たり 92.5ha を新規集積の目標値としまして、四捨五入しまして 93ha を設定しております。そして、これまでの集積面積 2,260ha に今年度の数値目標の 93ha を足して、目標達成すると 2,353ha というのが令和 8 年度の目標値、そして集積率の目標につきましても 62.7% という目標を設定させていただいております。

その下の (2) 遊休農地の解消について説明いたします。①現状の面積になります。こちらは令和 3 年度の遊休農地黄色区分の面積を記入するということになっておりますので、調査結果の 10.1ha としております。

57 ページの (3) 新規参入の促進であります。①状況及び課題としまして、令和 7 年度新規参入者 3 経営体であります。こちらは法人で、0.3ha となっております。その下の②目標ですが、過去 3 年間の平均の権利移動の面積が 597ha となっております。また、こういった新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表していく農地の面積の目標としましては、これは平均の 10 分の 1 とすることになっておりますので、597ha の 10 分の 1 の 59.7ha という数字になっております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標であります。(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標の 1 人当たりの活動日数ですが、これは昨年度に引き続き、月 8 日ということで目標とさせていただいております。

その下の (2) 活動強化月間の設定目標、こちら活動強化月間年 3 回という目標にさせていただいております。5 月下旬から 6 月下旬、遊休農地の解消。重点農地パトロールが 6 月以降にあるわけですが、その前段の準備として活動強化月間とさせていただいております。そして、11 月からになります。農地の集積。1 月も農地の集積ということで、推進活動の実施、個別訪問等、それから次年度に向けての活動をということで、強化月間とさせていただいております。

最後に 58 ページになります。(3) 新規参入相談会への参加目標ということで、こちら年 1 回が新規参入の相談会への参加回数ということで、1 回としております。開催時期 12 月としておりますが、これは例年、新規就農・就職マッチングフェアを予定して 12 月としております。他にも市の移住政策等に関連して、そういったところでも相談会に参加すれば目標達成になりますので、年 1 回はそういった活動をするということで目標とさせていただいております。説明は以上になります。

議 長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。この8年度についていえば、事務局から説明があったわけですが、なにぶん全国的な傾向の中で、この農業委員活動の主たる活動目的というのが昨年設置されました地域計画、この実現ということが全国農業委員会の活動の主体の業務となっております。現実的に10年を目指した本当の計画ができたかという、なかなかそこは難しいというようなことで、現状を合わせたような計画となったわけですが、その10年後に向けた日々の活動、また日々の状況というのが変化するという、これらをその都度修正していかなければならないというようなことですが、将来、10年後には、ある程度のかたちができるというようなことなんですけれども、その日々の活動をする中で、この地域計画の変更等々がありましたら皆さま方のこの農業委員会の活動にもひとつご足労を願いたいというようなこと、いわゆる地域に出る活動状況、地区内の状況を把握するというような、そういった活動が必要になってくるのではないかなと思っています。当局のほうでは年に数回、この地域での地域計画の進捗状況というのを、年間見直しをしていくというようなことがついてくるようですので、その都度何かありましたらそれぞれの地区におきました状況等々を把握するためには、皆さま方からの状況報告をお願いするようなこともあります。そんなことの中で、8年度はやはり地域計画という言葉が主体となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、55ページ以降の数値の数字ということでございますけれども、今説明がありましたように現状の状況に応じた中でその都度修正をしていくということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、一番肝心なのが、この農業委員・推進委員の活動報告でございます。なかなかこの活動報告に縛られる、また記録をするということに縛られるというような状況ではございますけれども、日々農業活動をした場合にはできるだけその活動報告に載せていただくというようなことを心掛けて、またお願いしたいなと思っています。

何か全体を含めまして皆さま方から質問等ありましたらお願いいたします。

阿達正委員

広報部会からですが、農業委員会だより、年2回というかそのうち年1回、今年は改選の年なので2回ということなんですけれど、年1回であれば広報部会でなくて、もう地区部会で作ってもらおうという方がいいんじゃないかなと思います。皆さんの意見を今度聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長（上村会長）

要は、地区部会で持ち回りにして、その地区で回したらどうかというような、そこに合った状況を地域に知らしめるというような感覚の中で、そういった方法もあろうかと思っています。

また広報部会が開催されるようでありましたら、来年に向けた方向性を検討するというところで。

阿達正委員

部会で回った方が良いんじゃないかと思っています。

議 長（上村会長）

分かりました。また部会で来期に向けた話し合いをしてみてください。

阿達正委員

7月改選になったところで、皆さんで話し合ってください。

議 長（上村会長）

分かりました。他にどうでしょうか。

事務局（星野事務局長）

私から補足を何点かささせていただきます。今ほどの4号議案の関係で、3月25日の幹事会の中でももませていただいたものでございまして、その中でいただいた意見もございましたので、その部分を補足させていただきます。

まず57ページの新規参入促進のところでの現状及び課題で、新規参入者数ということで5年が1、6年1、7年3ということで面積ご覧いただきますと、21ha、9.1ha、7年度は3経営体ですけれども面積は0.3haで大分減っているということでございます。まずこの参入者数のカウントの仕方なんですが、農家台帳に新たに登録された法人をカウントしております。7年度3経営体ということでございますが、3月末の現状で押さえた面積のため、新たに立ち上がった法人での契約となっていないものですから、それが4月以降に面積となって反映してくる関係で、面積が3月時点ですと0.3haというようなまとめ方になっております。

それと、この参入者数については新たに立ち上がった法人ということでカウントしているんですけども、就農相談もそれなりにあります。そういった状況の報告ということもご意見等もございましたので、令和7年度の新規就農者の相談者数としては13人から相談を受けまして、その都度、県・市・JAそれぞれチームを組んで相談対応にあたっております。複数回の相談対応を行っております。その結果といいますか昨年度末、3月の末頃になりまして、認定新規就農者ということで、国の制度を活用するために認定する制度なんですけれども、昨年度、今年の3月末に新たに2人の認定新規就農者の認定、そして今月、新年度に入りまして、今のところ4人のかたが新たに認定新規就農者の認定見込みということになっております。そんなことで、引き続き関係機関連携しながら、また一丸となって就農者確保に努めて参りたいということで進めているところでございます。

それと、この目標とかとは直接関係ないんですけども、活動報告の記載のことで少しお話もありまして、その中で食育講座等、そういったものに参加した場合の活動記録、その記載方法について質問がございました。その他のまたその他のところに丸印をつけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、食育ではないんですけども、来月5月27日に魚沼市長と小学生、今年は湯之谷小学校の3年生が月岡公園のユリ広場で球根植え体験をする予定になっておりまして、この取り組みについては昨年度から市内の小学生に市のブランド農産物であるユリの体験をしていただきたいということで、昨年度から始めまして、昨年は地元、堀之内小学校と宇賀地小学校から参加いただきました。今年に入りまして1月に市内の校長会の席で募集を募ったところ、湯之谷小学校さんから手上げしていただいて、5月27日に実施する予定になっております。こういったところにもしご参加いただければ活動記録その他のその他のほうに丸をつけていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。補足については以上です。

議 長（上村会長）

それでは、議案第4号ですが、いかがでしょうか。他に。

（特になし）

それでは、採決を取らせていただきます。議案第4号につきまして、この令和8年度農業委員会業務計画及び令和8年度最適化活動の目標の設定等につきまして、説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは異議なしと認め、決定いたしまして、県、農業会議のほうに報告をす
るということでさせていただきます。

その他

事務局（星野事務局長）

- ・次期農業委員会委員・最適化推進委員の候補者（推薦・立候補者）について
現状報告と今後の予定

事務局（菅井主事）

- ・改選前までの活動記録簿の配付について
- ・配布物、令和7年度の活動記録簿の振り返りの記入・提出について

議 長（上村会長）

それでは、本日の提案の報告並びに議案それぞれの事項は集中審議をいただき
ました。大変ありがとうございました。

（時刻は14時45分）

上記会議の内容は、令和8年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ない
ことを認め、署名する。

令和8年5月25日

魚沼市農業委員会

議 長 上村 喜久雄

議席番号 17番 瀧澤 悟

議席番号 18番 桑原 正文
